

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐賀関 1 (馬場・木佐上一・木佐上二・木佐上三・木佐上四・木佐上五・駅区・ 志生木一・志生木二・志生木三・志生木四・志生木五・小志生木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 10 月 10 日 (第 2 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】 組織：集落営農組織… 1 多面的活動取組組織… 2 主な作物：水稻、大豆、麦 ・ 農業従事者の高齢化及び後継者不足により担い手が不足している。 ・ 集落営農組織の構成員も高齢化している。 ・ 鳥獣被害（イノシシ）がある。 ・ 肥料、資材等の経費がかかり、収益確保が困難である。 ・ ダムの維持管理に大変な労力を要している。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ 水稻、大豆、麦の栽培を継続する。志生木地区の一部では畑地化を進める。 ・ 収益確保のため、地域作物のブランド化や販路拡大を図る。 〔木佐上〕 法人による農地集積・集約化を進める。 〔志生木〕 土地改良区において、地域おこし隊を結成してダムや水路等の維持管理に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

〔木佐上〕

地区内の多くの水田については基盤整備を実施しているものの、一区画が10a程度であることから、効率的な農作業の実現のため再整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①個人で取り組んでいる電柵等の対策を地区全体で取り組む。

②スマート農業を導入し、担い手不足に対応する。

⑨収益確保に向け、地域の独自販路を模索する。

⑨空き家を活用し、移住しやすい環境を整備する。

⑨多面的機能維持活動により美しい自然を維持し、移住者や子育て世代が住みやすい環境へつなげる。（例）観光農園やヒマワリ等の花公園開設による地域の魅力発信

〔木佐上〕

①金網柵、電気柵による対策を講じているものの、イノシシ、シカの被害を防ぎきれていない。柵の構造強化やシカに対応できる柵への転換等について検討が必要である。

⑨地域作物のブランド化や製造終了していた「とどろく焼酎（木佐上産）」の復活を検討する。

地域計画の変更にかかる協議

令和7年10月10日

- ・ 目標地図に位置づける者の内容を変更する